

「文化審議会著作権分科会報告書（平成 23 年 1 月）」等で示されている今後の検討課題

平成 23 年 4 月

第 9 期及び第 10 期の文化審議会著作権分科会では、基本問題小委員会において著作権関連施策に係る基本的問題に関することについての審議が、法制問題小委員会において著作権法制度の在り方に関することについての審議が、国際小委員会において国際的な対応の在り方に関することについての審議が行われ、その結果、平成 23 年 1 月にとりまとめられた「文化審議会著作権分科会報告書」（以下、「分科会報告書」）においては、今後の検討課題が示されたところである。

また、「分科会報告書」以外にも、「知的財産推進計画 2011」や「規制・制度改革に係る方針」（平成 23 年 4 月閣議決定）においても、著作権法制に係る課題についての検討の方向性や具体的な課題が示されているところである。

これらの内容は、以下のとおりである。

1. 文化審議会著作権分科会報告書（平成 23 年 1 月）

（1）基本問題小委員会

「分科会報告書」における「第 1 部 基本問題小委員会」中「第 4 章 今後の検討が必要な著作権関連施策に係る課題について」では、「今後、著作権制度を見直すに当たって、どのような課題を取り上げ、検討すべきなのかについて整理を行った」として、今後の検討課題を列挙しているところである、このうち、著作権法制の見直しに係る主なものとしては、以下のものが挙げられる。（四角囲み内の表現は「分科会報告書」からの抜粋。また、（ ）内は「分科会報告書」の該当頁数。）

第 1 節 1 （1）新しい時代に対応した著作権法制の在り方（18 頁）

DRM 技術の進歩をはじめ、第 2 章で述べた「デジタル・ネットワーク技術の進展が社会にもたらす変容」を踏まえ、新しい時代に対応した著作権法制の在り方について、条約等の国際的なルールとの整合性に留意しつつ、今後継続的な検討が必要である。

第1節1（2）著作物の利用に係る新たなルールの構築

①権利の集中処理の推進（18頁）

権利の集中処理については、近年、CDCや、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（ARMA）の設立に見られるように、民間での取組が進んでおり、こうした取組を検証する必要があるが、今後は、これらの取組以外の分野における権利処理の集中管理の在り方について、制度面での対応を含め、検討していくことが考えられる。

②著作権に係る契約の在り方（18頁）

現行の著作権法では、契約に関する規定が十分ではないことから、「著作権契約法（仮称）」を策定してはどうかとの意見もあったが、いずれにしろ、権利者と利用者との著作権に係る契約が促進されるよう、今後、法律とソフト・ローとの一体的な運用を進めるに当たって必要な仕組みについて検討していくことが考えられる。

③意思表示システムの構築（19頁）

昨今のデジタル化・ネットワーク化の進展等により、誰もが自分の作った著作物をインターネットで容易に提供することが可能になる中で、著作者からの事前の許諾が必要とされる著作権制度を維持しつつも、著作物の積極的活用を図る仕組みの構築が求められている。

このため、著作者が予め付した条件に従って、著作者の許諾を事前に得ることなく、著作物の利用を可能とする「意思表示システム」の構築が必要である。

第1節1（3）書籍のデジタル化（19頁）

「書籍のデジタル化」をめぐる著作権制度上の課題としては、出版者に対する権利付与等があげられるが、国会図書館等の役割の在り方も含め、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」報告を受け、当面は「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において検討を進める。

第1節 3 著作権法制上の引き続きの課題

(1) 私的録音録画補償金制度 (20頁)

私的録音録画補償金制度については… (略) …種々様々な観点から意見が出され、本制度を維持することの是非を含めた抜本的な見直しについて指摘がされた。

(2) 保護期間延長問題 (20頁)

本問題については、第9期まで「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」において検討され、一定のとりまとめ¹が行われているが結論を得るまでに至っていないことを受け、今後、様々な状況の変化を踏まえつつ、関係者による建設的な検討が行われるような議論の場を設ける必要がある。

(3) 放送と通信の融合 (21頁)

今後の放送法の見直し等を踏まえ、著作権法における放送と通信の定義の見直しや、放送と通信とで異なる位置づけとなっている規定の見直しについて検討する必要がある。

(4) 違法流通対策 (21頁)

平成21年改正により、違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを、私的使用目的でも権利侵害とする法改正を行ったところであるが、こうした法改正に加えてさらに必要な対策が求められていると言える。

第1節 4 その他 (21頁)

間接侵害等の著作権制度上の課題について対応するため、プロバイダーをめぐる諸制度の見直しに係る検討を行うべきであるとの意見や、著作権侵害に係る損害賠償訴訟において、被害者側の損害額の立証負担を軽くするための措置に係る検討を行うべきであるとの意見が示された。

個人が大量かつ精緻な著作物を複製することが可能となった今日、第30条の「私的使用のための複製」に係る権利制限規定を見直すべきではないかとの意見や、学術や教育目的などのように公益性の特に高い場面での著作物の利用については、権利制限規定の要件の緩和等について検討するべきでないかとの意見が出された。

(2) 法制問題小委員会

「分科会報告書」における「第2部 法制問題小委員会」においては、以下のとおり今後の検討課題が示されている。(四角囲み内の表現は「分科会報告書」からの抜粋。また、()内は「分科会報告書」の該当頁数。)

① 「第1編 「権利制限の一般規定」について」「おわりに」(61頁)

パロディとしての利用や、クラウドコンピューティングの進展等に伴う問題については、関係者の要望も強いことから、早期に検討する必要があると考える。

② 「第3編 その他の課題」「第2章 いわゆる「間接侵害」に係る課題について」(101頁)

本課題については、関連事件に関する最高裁判決の内容も分析し、これらも踏まえ、望ましい制度設計の在り方について引き続き総合的に検討を行っていくことが適当と考える。

③ 「第3編 その他の課題」「第3章 ネット上の複数者による創作に係る課題について」(102頁)

本課題に関しては、引き続き、当該著作物の創作の類型に係る法的な整理を行った上で、主に権利処理ルールの特明確化という観点から、契約による対応の可能性を中心に、立法措置による対応の可能性をも含めた総合的な検討を行うことが適当と考える。

(3) 国際小委員会

「分科会報告書」における「第3部 国際小委員会」においては、以下のとおり今後の検討課題・対応が示されている。(四角囲み内の表現は「分科会報告書」からの抜粋。また、()内は「分科会報告書」の該当頁数。)

① 「第1章第1節 コンテンツ業界の著作権侵害の実態と課題」(107頁)

政府としては、今後とも引き続き状況の把握に努めるとともに、特に以下の点について検討を進めていく必要がある。

- 現在、中国・韓国・台湾との間で政府間協議を実施しているところ、我が国のコンテンツ企業の動向を踏まえつつ、その対象国を東南アジア等にも広げていくことが望まれる。
- また、権利者単独では、費用負担や体制の面で限界があり、個別対応が困難な現状を踏まえると、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)など、権利者がまとまって権利行使をした方が、インパクトの点で抑止効果が高いと思われることから、団体として連携するための体制強化の必要があり、政府としても支援方策について検討していく必要がある。

② 「第1章第2節 各国・地域における取組」(109頁)

コンテンツ業界等からのヒアリングにおいて、インターネット上の著作権侵害対策として、日本でもスリーストライク制度の導入について関心が示され、また要望が述べられた。また、これとは別に、制度に関して検討すべき点として、ISPの責任制限の問題、発信者情報開示の問題、著作物登録制度の問題、リーチサイトの問題などが指摘された。これらの論点は、国際的な著作権侵害特有の問題ではなく、法制度一般の問題でもあり、今後、しかるべき場において、さらに幅広い観点から検討されるべき課題であると思われる。政府としては今後とも諸外国・地域の動向を注視していく必要がある。

③「第2章第1節 WIPOにおける議論の動向」(110頁～112頁)

1 視聴覚実演の保護及び放送機関の保護について

放送機関の保護に関する条約、視聴覚的実演の保護に関する条約については、早期合意が得られるよう、我が国としても、引き続き議論を積極的に促進していくことが必要である。

2 権利制限と例外について

急速に国際的な議論がなされている状況を考慮し、その動向を注視するとともに、スリーステップテストの考え方に基づき、我が国の対応の在り方について、引き続き議論を行うことが必要である。

3 フォークロアの保護について

今後も、引き続き、平成18年報告における方針を踏まえつつ、国際的な議論の動向に留意し、引き続き議論を行うことが必要である

④「第2章第3節 二国間協議等の状況」(115頁)

今日の著作権を巡る問題への対処には国際的な対応が不可欠であり、今後とも政府レベルでの協議の重要性にかんがみ、二国間の枠組みの位置付けをさらに強化・拡大させるとともに、多国間のネットワークの更なる強化が求められる。

2. 「知的財産推進計画 2011」

現在、知的財産戦略本部では、「知的財産推進計画 2011」について検討されているところであり、その中で、著作権法制に係る課題について検討の方向性が示されている。

クラウド型サービスの環境整備

我が国におけるコンテンツのクラウド型サービスの環境整備を図るため、法的リスクの解消も含め、著作権制度上の課題について整理し、必要な措置を講ずる。

創作基盤としての二次創作の円滑化

パロディに関する法的課題を検討するとともに、インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの特明確化のための取組を進める。

3. 「規制・制度改革に係る方針」

行政刷新会議 規制・制度改革に関する分科会において平成 23 年 4 月に決定された「規制・制度改革に係る方針」においては、著作権法制に係る課題として、以下のものが示されている。(四角囲み内の表現は「規制・制度改革に係る方針」からの抜粋。()内は「規制・制度改革に係る方針」の該当頁数。)

4-4. IT分野

学術用途における権利制限の在り方の検討 (56頁)

科学振興や技術研究等に資するため、著作物の活用に向けて、学術用途の定義について検討を行った上で、権利制限の対象とすべきか否かについて検討を実施する。

4. 第11期 著作権分科会 (第34回) における主な意見の概要

(1) 著作権法第30条関連

違法を知らながらの録音・録画 (ダウンロード) については、啓発・普及が重要であり、権利者団体も努力しているものの、違法配信がなくなる実態がある。このため、通常の著作権侵害と同様に、ペナルティを導入するなどの新たな法整備の検討が必要ではないか。

(2) 保護期間の延長・戦時加算関連

戦時加算、保護期間問題について国際間の問題としてとらえ、検討すべき。

(3) 間接侵害関連

間接侵害については、先般最高裁の判決が出たことから、予見可能性の確保等の観点から、何らかの結論を得るべく検討すべき。

(4) その他

分科会等における検討に際しては、ユーザー側からも幅広く意見を聴くべき。

追及権の導入に向けた検討を行うべき。

東北関東大震災を受け、復興に向けて短期的に必要なことと、長期的に必要なこととを整理しながら議論すべき必要があるのではないか。

(以上)